



古着を回収しています！

ごみの減量化とリサイクルの推進のため、古着の回収を実施しています。

支所・コミュニティセンター窓口では受け取れません。分類や出し方に条件があるため、中身や状態を確認のうえ回収しています。必ず次の回収日時・場所にお持ちください。

4月から9月末までの回収日時と回収場所

(注意) 祝日はお休みします。また、**今までと回収時間が変更になっています。**

- 毎月第1木曜日 9時30分～10時15分：平田支所駐車場
10時45分～11時30分：大社支所駐車場
- 毎月第2木曜日 9時～10時：四絡コミュニティセンター北側駐車場
- 毎月第3木曜日 9時30分～10時15分：湖陵支所駐車場
10時45分～11時30分：佐田支所駐車場

回収できるもの	回収できないもの
<ul style="list-style-type: none">○ジャケット、スーツ、コート等○Tシャツ・ポロシャツ等○肌着・ブラウス等○スラックス、ジーンズ等○ワンピース、スカート等○ジャージ、トレーナー○スウェット、セーター	ハギレ、作業服、和服・着物、下着類、布団類、カーテン、カーペット、じゅうたん、学生服、武道着(剣道着、柔道着など)、かばん、くつ、ベルト、クッション、トイレカバー、靴下、みみあて、帽子類、ガウン、スキーウェア、つなぎ、カップ、白衣、座布団カバー、野球のユニフォーム、雨合羽、ゴム製品 など

水濡れ厳禁！

透明なビニール袋に入れて、回収場所まで持ってきてください。

注意!

- ①持ち込む衣類は、洗濯やクリーニング済みの清潔なものに限ります。
- ②汚れやシミのあるもの、臭いのあるものは受け取れません。
- ③破れていたり、切っただけの衣類は受け取れません。補修済みでも受け取れません。
- ④ファスナーやボタンが壊れていたり、無くなっているものは受け取れません。
- ⑤名前入りの衣類は受け取れません。名前を切り取って穴が開いた衣類も受け取れません。



年に一回は井戸水の水質検査を実施しましょう

家庭用の井戸は比較的浅いものが多いため、降雨など周囲の影響を受けやすく、井戸水が有害物質などによって汚れていることがあります。

☆井戸水を飲用等に利用する場合は、年1回以上、定期的に水質検査を受けましょう！

※水質検査の費用は、井戸設置者の負担です。

※水質検査は、厚生労働大臣登録検査機関に依頼してください。

参考：県内に検査を行う事業所がある機関

検査機関の名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
公益財団法人 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	☎0852-24-0013
※検体の受付 島根県食品衛生協会出雲支所	塩冶町223番地1 (出雲保健所内)	☎30-0242
株式会社 環境理化学研究所	平田町2468番地1	☎25-8911

【井戸の衛生的な管理について】

◇井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。

◇井戸（ふた、ポンプ、バルブなど）やその周辺に異常が無いか、清潔に保たれているかなど定期的に点検を行いましょう。



ごみの野焼きは禁止されています

家庭や事業所から発生するごみ（廃棄物）の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により禁止されています。

農業を営むためのやむをえないごみの焼却、風俗習慣上または宗教上の行事などで行う焼却などの特別な例外を除いて野焼きは禁止されています。

また、ドラム缶を使用したり、ブロックを積んだり、穴を掘ってごみを燃やすことも禁止されています。

廃棄物処理法に違反すると、5年以下の懲役か、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。

なお、例外規定に基づく焼却を行う場合であっても、近所に迷惑がかからないようにしてください。



おたすね／環境政策課 ☎ 21-6535

◆ 5月は消費者月間です ◆

平成28年度 統一テーマ

みんなの強みを活かせる ～安全・安心な社会に一億総活躍～

国では毎年5月を消費者月間として、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

消費者が主役の社会をつくるため、消費者・事業者・行政などを含めた社会経済に関する全てのみなさんが消費者の利益を守りましょう。

～還付金詐欺や投資詐欺などの特殊詐欺や巧妙な手口の悪質商法が増加しています。不審に思ったり、困ったときには、ひとりで悩まずにまず相談してください。～

【相談窓口】

(平日) 8:30～17:15 出雲市生活・消費相談センター ☎21-6682

(土曜・日曜・祝日) 消費者ホットライン ☎188 (イヤヤ!)